

シルバー人材センター利用規約

令和9年4月1日

公益社団法人

宮津与謝広域シルバー人材センター

(利用契約)

第1条 発注者（公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター（以下「センター」という。以下同じ。）を通じて、センターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。）は、センターを通じて会員に業務を委託しようとするときは、センターとの間で「シルバー人材センター利用契約」（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

(就業条件)

第2条 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

2. 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

(マッチング)

第3条 センターは、発注者とセンターとの間で利用契約を締結することに併せて、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。

2 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

(発注者及びセンターの責務)

第4条 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。

2 センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）を実施するに当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。

3 発注者は、本規約に定める義務のほか、会員業務の実施に当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育及び業務実施会員に事故が発生した場合の対応並びに業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

(業務の対価)

第5条 発注者はセンターに対して、センター業務委託料（センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。）を支払うものとする。

- 2 センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定、又はその他の事情により、変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更するものとする。

(委託料の請求及び支払いの方法)

第6条 センターは、就業規約第4条の規定により、業務実施会員から会員業務完了の報告を受けたときは、発注者にセンター業務委託料の請求及び就業規約に定めるところにより、受託する会員業務委託料の請求及び受領をするものとする。

- 2 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む、又は現金で支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(権利・義務の移転の禁止)

第7条 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

- 2 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務・個人情報管理)

第8条 発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

- 2 発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3. 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第9条 発注者及びセンターは、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は以下の各号のいずれかに該当することが判明した時には、何らの催告を要せず、利用契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 発注者及びセンターは、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、利用契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 本条各項の規定により利用契約を解除した場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(損害賠償)

第10条 発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

附 則

この規約は、令和7年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和9年4月1日より施行する。